

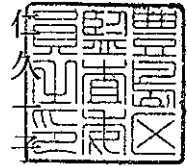
掲
示
済

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、平成21年度財政援助団体等監査結果の報告に係る措置状況を別添のとおり公表する。

平成23年9月14日

豊島区監査委員
同
同
同

山 木
鳴 川
増 田
永 野
智 惠 裕

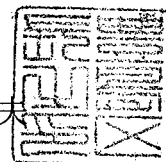


掲 示 期 間
自 9 月 14 日
至 9 月 28 日

23豊総総発第 1323-4 号
平成 23 年 8 月 29 日

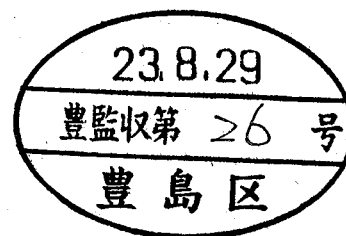
豊島区監査委員 様

豊島区長 高野之夫



平成21年度財政援助団体等監査結果の報告に係る措置状況について

標記監査結果報告において意見の付された事項について措置を講じたので、
地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。



**平成21年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員意見に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望等に対する措置状況等																								
<p>第3 総括的意見</p> <p>1 出資団体について</p> <p>(1) 各種積立資産のあり方</p> <p>各団体においては、自主事業積立金及び財政調整基金積立資産、退職給付引当資産、機器購入積立資産など各種積立資産を保有している。これらの資産は、団体が行う各種事業を長期的視点から財務面で支え、その活動の充実に資するものと考えられる。これら積立資産については、資産の設置目的、団体における将来の事業計画や財政需要との関連、充当先とすべき事務や事業の特定などの諸点について将来的な目的や計画を明確にしたうえで、その設置と運用に努められたい。</p> <p>また、積立金の取崩しについても積立金設置の本来目的に沿った適切な充当を行うなど、適正な資産活用にも努められたい。</p>	<p>(1) 各種積立資産のあり方</p> <p>財団法人としま未来文化財団が保有している積立資産は、自主事業積立・財政調整積立・固定資産積立・退職給付引当金である。</p> <p>特に「自主事業積立資産」については、補助金や入場料収入等の増減に影響されることなく一定水準を満たした文化芸術を提供していくことを目的に積み立てている。</p> <p>区としては、積立金はその目的に沿った活用を行うよう指導している。</p> <p>今後は、自主事業の展開、用途及び予定額、充当先事業等計画段階での説明を求め、積立金の有効な活用に努めるよう指導・監督していく。</p> <p>平成23年4月1日、公益財団法人への移行にあたり、いずれの資産についてもより適正な形での運用を促した。 【文化商工部課文化デザイン課(としま未来文化財団)】</p> <p>積立資産については、将来的な目的や計画を明確にしたうえで、その設置と運用に努め、また、その取崩しについても、本来目的に沿った充当を行うなど、適正な資産活用を図っていく。</p> <p>【保健福祉部福祉総務課(豊島区社会福祉事業団)】</p> <p>機器購入積立金については、平成18年度から5年間の「経営5か年計画2006」において、機器更新計画を策定し、毎年の実施については機器更新実施計画を理事会の承認の下決定し実施してきた。</p> <p style="text-align: center;">機器購入積立金残高 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">期末残高</th> <th style="width: 20%;">取崩収入額</th> <th style="width: 50%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17年度末</td> <td style="text-align: right;">101,000</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>18年度末</td> <td style="text-align: right;">66,906</td> <td style="text-align: right;">34,093</td> <td>PACS、グリコ、内視鏡</td> </tr> <tr> <td>19年度末</td> <td style="text-align: right;">66,906</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20年度末</td> <td style="text-align: right;">40,203</td> <td style="text-align: right;">26,703</td> <td>X線2台</td> </tr> <tr> <td>21年度末</td> <td style="text-align: right;">40,203</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【保健福祉部地域保健課(豊島健康診査センター)】</p> <p>所管部課：文化商工部文化デザイン課、保健福祉部福祉総務課、同地域保健課</p>		期末残高	取崩収入額	備考	17年度末	101,000	0		18年度末	66,906	34,093	PACS、グリコ、内視鏡	19年度末	66,906	0		20年度末	40,203	26,703	X線2台	21年度末	40,203	0	
	期末残高	取崩収入額	備考																						
17年度末	101,000	0																							
18年度末	66,906	34,093	PACS、グリコ、内視鏡																						
19年度末	66,906	0																							
20年度末	40,203	26,703	X線2台																						
21年度末	40,203	0																							

平成 21 年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員意見に対する措置状況等報告書

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望等に対する措置状況等
<p>第 3 総括的意見</p> <p>1 出資団体について</p> <p>(2) 団体の事業計画、事業報告について (P D C A サイクルの確立)</p> <p>各団体は、区が基本財産を出資する団体であり、実施する各種の事業は公共の福祉の実現や公益に資するものがその多くを占めている。</p> <p>これら事務事業の計画立案や実施内容の検討、実施結果の評価を適切に行い、その成果をさらに翌年度事業の見直しに反映する P D C A サイクルの確立により、一層効果的・効率的な事業展開を図られたい。</p> <p>加えて、団体によっては、年度予算と事業の執行結果である決算書の内容において、実施した事業、執行率、その成果などの点で当初予算と大きな乖離がある事例も見受けられる。一層、適切な事業計画、予算の作成と事業評価の実施に努められたい。</p>	<p>(2) 団体の事業計画、事業報告について (P D C A サイクルの確立)</p> <p>舞台芸術等を企画・制作する過程では、一定程度、計画変更はやむを得ないことは理解する。しかしながら、意見のとおり公益に資する事業の企画立案や実施内容の検討については、より綿密な計画の下、実施されなければならない。</p> <p>財団は平成 22 年度から前年度事業について事業評価を実施しており、次年度以降の事業計画に反映させることで、効率的な事業展開につなげる、としている。</p> <p>また、「平成 23 年度からは、公益財団法人へ移行することに伴い、公益法人としての事業や予算の透明性は従来よりも高くなる。より注目されることを意識し、公益法人として適切な事業計画及び予算の作成、事業評価の実施に努めたい。」との考えなので、区として注視していきたい。</p> <p style="text-align: right;">【文化商工部文化デザイン課】</p>
	<p>所管部課： 文化商工部文化デザイン課</p>

平成21年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員意見に対する措置状況等報告書

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望等に対する措置状況等
<p>第3 総括的意見</p> <p>2 指定管理者制度について</p> <p>(1) 事業計画書・予算書及び事業報告書・決算書のあり方</p> <p>各指定管理者は、区の指定管理者選定基準及び各主管部局の指示に基づき、毎年度の事業計画及び予算書、事業報告書及び決算書を調製し、区へ提出している。しかしながら、予算書と決算書の勘定科目の対応が適切にとられていないことから、事業計画達成の度合の把握や予算の内容と決算の内容との比較照合がしにくい例が多く見受けられる。</p> <p>今後、区はこれらの予算・決算資料について、より詳細な状況把握ができる共通の雛型作成や勘定科目の設定を行ったうえ、各指定管理者に対し作成方法等についての確な指導を行われたい。</p> <p>また、各団体が調製する決算書は、一部団体を除き、事業セグメントごとの構成が採られていないことが多いことから、決算書の内容からは各事業の実施成果や決算額等の評価を行い難い事例も見受けられる。今後、団体全体の財務諸表、決算資料の作成にあわせ、公の施設ごとに区分した収支決算を作成することにより、施設ごとの評価や次年度以降の計画への活用に努められたい。</p>	<p>(1) 事業計画書・予算書及び事業報告書・決算書のあり方</p> <p>予算書（収支計画）と決算書（収支報告）については、平成21年度に科目を詳細にした統一様式を定めた。したがって、平成21年度以降に指定した指定管理者については、平成22年度分からは収支報告を新様式で提出することとなっている。</p> <p>また、今後は団体全体の財務諸表、決算資料の作成にあわせ、公の施設ごとに区分した収支決算を作成するよう指定管理者へ指導する。</p> <p style="text-align: right;">【政策経営部行政経営課】</p>
	<p>所管部課： 政策経営部行政経営課</p>

平成 21 年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員意見に対する措置状況等報告書

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望等に対する措置状況等
<p>第 3 総括的意見</p> <p>2 指定管理者制度について</p> <p>(2) 指定管理委託料の積算、決定方法等について</p> <p>各年度の指定管理委託料については、区と指定管理者が毎年度締結する協定によることとされており、その額は原則、指定管理者の応募時に指定管理者が区に提出した指定管理期間における各年度予算を基本にして決定されている。</p> <p>しかしながら、指定管理期間開始後の諸情勢の変化や区の計画に基づく施設の改修工事などにより、区と指定管理者との間で毎年度精査を行ったうえで指定管理委託料を決定した方が望ましいと思われるケースも存在する。</p> <p>現在、第 1 期目の指定管理期間が終了し、新年度から順次第 2 期の期間に入る施設もあることから、区においては指定管理委託料の基本的考え方について再度検討を行い、より実態にあった委託料の設定を図られたい。</p>	<p>(2) 指定管理委託料の積算、決定方法等について</p> <p>指定管理料は指定管理者募集時の条件で応募者が算定し区へ提案する。したがってその後区が業務内容を変更した場合や改修により新たな負担が生じた場合はもちろん、指定管理料決定時には予測し得なかった状況変化が生じた場合には、年度協定締結時にそれらの状況を勘案して指定管理料を決定することになる。この点についてより実態にあった指定管理料の決定が行われるよう各所管課へ周知する。</p> <p style="text-align: right;">【政策経営部行政経営課】</p>
	<p>所管部課： 政策経営部行政経営課</p>

平成21年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員意見に対する措置状況等報告書

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望等に対する措置状況等
<p>第3 総括的意見 2 指定管理者制度について (3) 自主事業実施の範囲、区分について</p> <p>スポーツや文化関連施設の指定管理を成功に導く大きな要素のひとつに、指定管理者が施設における自主事業を展開し、施設の稼働率をあげるとともに、その収益を得ることによるインセンティブをいかに働かすことができるかがある。</p> <p>区においては、指定管理導入前と導入後の利用者の動向や施設運営の状況を的確に把握することにより、本来の施設管理業務での利用枠と自主事業が展開できる枠について一定の基準を明確にするための検討を行われたい。そのうえで、指定管理者との協定において明確な方針を示したうえで指定管理を行われたい。</p>	<p>(3) 自主事業実施の範囲、区分について</p> <p>公の施設としての設置目的に照らし、指定管理導入以前から実施していた施設の個人開放・団体開放事業の継続性を確保することを前提とし、自主事業については、それ以外の利用枠を活用した展開を原則としている。</p> <p>一方、特に体育施設においては、指定管理者である民間事業者のノウハウを活かした自主事業の展開により利用者増が図られ、また、自主事業枠の拡大が指定管理者のインセンティブにつながることも十分認識しており、本来業務の利用枠と自主事業枠とのバランスを図りつつ、自主事業枠の拡大について個別に協議・調整している。</p> <p>なお、地域文化創造館については、平成23年度からの新たな指定期間の開始にあたり、23年度から25年度までの基本協定には、区民の利用に支障のない範囲で優先的に自主事業枠を確保できる旨の規定を盛り込んでいる。</p> <p>【文化商工部学習・スポーツ課】</p>
	<p>所管部課： 文化商工部学習・スポーツ課</p>

平成21年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員意見に対する措置状況等報告書

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望等に対する措置状況等
<p>第3 総括的意見</p> <p>2 指定管理者制度について</p> <p>(4) 施設管理運営状況の的確な把握について</p> <p>各年度の指定管理者による施設管理の実態や利用状況、施設運営上の課題等に関して、指定管理者からの事業実施報告が所管部局内で供覧処理が行われておらず、また、利用人員の集計結果に誤りがあっても内容のチェックを行っていないなど、その把握が不適切な事例が見受けられる。</p> <p>最終的な施設の管理責任は区にあることを再認識し、指定管理者との情報連絡を密にすることにより、施設の管理運営状況について、区は常に的確な状況把握に努められたい。</p>	<p>(4) 施設管理運営状況の的確な把握について</p> <p>指摘のあった事業報告書の供覧漏れについては、各指定管理者から提出されて事業報告書の供覧を行うと同時に、全指定管理者の事業報告書が提出された時点で、再度供覧漏れ点検を行い、漏れの無いように努めている。</p> <p>また、報告内容のチェックについては、毎月の報告から、計数管理処理をするなど、今後、より一層の精査を行う。</p> <p>【文化商工部学習・スポーツ課】</p>
	<p>所管部課： 文化商工部学習・スポーツ課</p>

平成 21 年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員意見に対する措置状況等報告書

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望等に対する措置状況等
<p>第 3 総括的意見</p> <p>2 指定管理者制度について</p> <p>(5) 第三者評価の実施について</p> <p>指定管理者制度運用指針に基づき、指定管理者に対する事業評価を定期的実施することとされている。最終的には「指定管理者審査委員会」が評価するとされているが、制度の実態を見ると適切に実施されているとは言えず、また、指定管理にかかるモニタリングの結果も適切に反映されているとは言えない状況である。</p> <p>今後、第三者の視点も組み込んだ適切な評価を実施することができるよう、事業評価の組織や仕組み、具体的な実施方法等について再検討を行われたい。</p>	<p>(5) 第三者評価の実施について</p> <p>平成 22 年度は事業評価表を全面的に改め、評価基準を基本的に選定基準と統一するとともに具体的なチェック項目を定めた。また、従来は事業評価を不定期に実施していたが、平成 22 年度評価からは年度終了後に事業報告書とともに指定管理者による一次評価を区へ提出させ、全施設について毎年度評価を実施することとした。</p> <p>専門的、客観的視点から指定管理者を評価し区による事業評価を補完するため、平成 22 年度は 2 施設について第三者評価をモデル的に実施した。その結果を検証し平成 23 年度の事業評価の仕組みについて検討を行った。</p> <p>従来、三次評価を指定管理者審査委員会が行うものとされていたが、対象が「二次評価において改善を要するとされたもの」に限定されていたため現実には実施されていなかった。現在第三者評価の位置付けとともに、改めて三次評価の必要性と実施方法を検討している。</p> <p style="text-align: right;">【政策経営部行政経営課】</p>
	<p>所管部課： 政策経営部行政経営課</p>

平成 21 年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員意見に対する措置状況等報告書

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望等に対する措置状況等
<p>第 3 総括的意見</p> <p>2 指定管理者制度について</p> <p>(6) 剰余金の取扱いについて</p> <p>指定管理による剰余金の取扱いについては、指定管理者制度運用指針において「原則として精算は行わない。ただし、一定の場合は、利益の一部を区に支払い、又は施設改修経費などサービス改善のための投資等の特定目的に利益を使用することとし、その取扱いは、基本協定又は年度協定において定める。」とされている。</p> <p>しかしながら、今回の監査対象施設 15 施設のうちこの剰余金について定められているのは 10 施設であり、取扱いにばらつきが見られる現状である。</p> <p>剰余金は指定管理により生みだされた成果の配分等、取扱いに関わる事項であり、指定管理者間の公平性を確保する観点からもその方法については統一的基準を設定するとともに、指定管理の成果を区民サービスの向上に振り向けるなどの仕組みの構築を検討されたい。</p>	<p>(6) 剰余金の取扱いについて</p> <p>平成 21 年度に 21 施設について指定管理者を指定したが、その際に新たに 2 施設で成果配分制度を採用するとともに、その他の施設についても成果配分の取扱いについての統一化を図った。その結果、平成 23 年 4 月 1 日から成果配分制度を採用する施設は、利用料金制を採る 30 施設中 27 施設となった。成果配分制度を採らない施設は、福祉施設など特殊な施設となっている。</p> <p>今後は各施設の性格も配慮しつつ成果配分の取扱いについて統一的な基準を検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【政策経営部行政経営課】</p>
	<p>所管部課： 政策経営部行政経営課</p>

**平成21年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員意見に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望等に対する措置状況等
<p>財団法人としま未来文化財団監査結果報告 2 意見 (1) 基本財産の運用について</p> <p>国が行う公益法人の設立許可及び指導監督については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月20日閣議決定)により実施されているが、そのうち、財団法人の基本財産にかかる運用方針については、次のように定められている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(基準)</p> <p>(4) 基本財産の管理運用は、寄附者が寄附する際にその管理運用方法を指定した場合を除き、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値が生ずる方法で行うこと。</p> <p>(運用指針)</p> <p>(1) 財団法人の基本財産は、財団法人の人格の基礎であり、公益活動を行うための収入の基礎となる重要な財産であることから、その管理運用にあたっては、これが減少することは厳に避ける必要があるとともに、さらに、公益事業のために資する価値を生ずるように活用しなければならない。</p> <p>(2) したがって、基本財産の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当でない。</p> <p>① 価値の変動が著しい財産—株式、株式投資信託、金、外貨建債券等</p> <p>② 客観的評価が困難な財産—美術品、骨董品等</p> <p>③ 減価する財産—建築物、建造物等減価償却資産</p> <p>④ 利子又は利用価値を生じない財産—現金、当座預金、事務所用施設</p> <p>⑤ 換金の容易な財産—普通預金、預入期間の短い定期預金等の流動資産</p> <p>⑥ 回収が困難になるおそれのある方法—融資 (以下、省略)</p> </div> <p>ところで、財団の基本財産の管理運用は、その多くの部分を円建外債(外国債)の購入により行っている。上記運用指針に直ちに抵触するものとまでは言えないが、基本的に価格変動の激しい財産と見ることできる。外国債については、ハイリスク・ハイリターン(高リスク・高リターン)の危険性を回避する観点から債券の性格について十分に精査のうえ、その購入の決定については慎重を期されたい。</p> <p>基本財産の運用方法については、議決機関である理事会等において充分なる情報提供等の手続きを行ったうえで議決を行うとともに、安全、確実な管理運用方法を採用されるよう充分留意されたい。</p> <p>また、区においては平成22年1月7日より、「豊島区基金運用先候補選定及び決定基準」を策定し、公金にかかる安全性を優先した効率的な運用を図っている。区はこの基準を踏まえ、法人の自主的な運用を尊重しつつ、元本の安全性と運用の透明性を確保するため、区として出資団体の基本財産の運用のための基本的な方針を示すなど、基本財産の管理運用のあり方について検討されたい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>財団法人としま未来文化財団 寄附行益 (財産の管理)</p> <p>第7条 財団の財産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。</p> <p>2 基本財産のうち、現金は郵便官署または確実な金融機関預け入れ、あるいは国債・公債、その他確実な有価証券にかえて理事長が保管しなければならない。</p> </div>	<p>(1) 基本財産の運用について</p> <p>財団は、基本財産の運用では、その多くの部分を円建外債としているが、満期により額面保証されるものであること、日本国債の信用格付が低下すること、長く続く低金利時代において、こうした運用により収入増を図ること、区からの助成を少しでも減ずるよう努めている、との見解であった。</p> <p>また、円建外債による運用については、いろいろと意見も寄せられるが、公認会計士でもある財団監事にもその旨を伝えた上で監査をお願いしており、「問題はない」との見解をいただいている。</p> <p>今後は公益財団法人移行に併せてより安全性を考慮した「資産運用規程」の見直しを行い、慎重に対応していくことに努めたい、としている。</p> <p>区としては、財団の基本財産の運用について、財団の方針を尊重しつつも、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」の「財団法人の基本財産にかかる運用方針」で「基本財産の管理運用は、公益事業のために資する価値を生ずるように活用しなければならない。」としており、より安全・確実な方法による運用を指導する。また、新たに運用をはじめるといった場合には、行政経営課と協議し、事前に報告を求め、財団の意思決定機関に区としての意見を伝えたい。</p> <p align="right">【文化商工部文化デザイン課】</p> <p>所管部課： 文化商工部文化デザイン課</p>

**平成21年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員意見に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望等に対する措置状況等																																										
<p>財団法人としま未来文化財団監査結果報告</p> <p>2 意見</p> <p>(2) 財政調整積立資産、自主事業積立金等の特定資産について</p> <p>平成21年3月31日現在の貸借対照表によれば、財団の各種積立資産の合計額である特定資産合計額は、268,693,290円であり、前年度比較で93,597,340円増加している。この主な要因は、新たに「財政調整積立資産」を設け、これに90,000,000円の積立てを実施したことにある。(次頁表参照)</p> <p>この「財政調整積立資産」90,000,000円の積立てについては、財団作成にかかる「平成20年度 事業報告及び収支決算の概要」において、平成20年度当初に掲げた課題の「財団財政の財源確保」に対し「19年度当期収支差額が6,000万円余となったことから、財政調整積立資産として積立て、21年以降の事業資金に充当する予定である。」と説明されている。</p> <p>各種の積立資産については、総括意見においても述べたとおり、団体が行う各種事業を長期的視点から財務面で支え、その活動の充実に資するものと考えられるところではあるが、上記の説明では、平成21年度以降のいかなる財政需要に対応し、また、今後いかなる財政的見通しをもって積立てを行い、充当していくものか、十分に説明されているとは言い難く、積立資産の設置目的やその充当先事業、充当方法等についてはより明確な説明責任が果たされるべきである。</p> <p>特定資産のうち、「自主事業積立資産」は139,850,000円である。この積立資産については、平成17年度から平成19年度において3,000万円から4,000万円の積立てが行われ、その総額は着実に増加してきている。この資産については、その名称からも明らかとなっており、財団が実施する自主事業の経費に充当されるべき資産と考えられる。しかしながら、当資産からこれまでに自主事業に充当された実績の点では、平成20年度において300,000円を取崩したのみである。</p> <p>この積立資産についてもその設置目的、自主事業の展開を含めた今後の用途及び予定額、充当先事業等、さらに次に述べる区の補助金との関連を含め、明らかにされるべきである。</p> <p>以上の観点を踏まえ、財団は中長期的な団体運営の計画に立脚した各種積立資産のあり方について十分な検討を行い、積立資産の適切な設置と有効な活用を努められたい。</p> <p align="center">【特定資産の推移】 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資産の名称</th> <th>16年度末</th> <th>17年度末</th> <th>18年度末</th> <th>19年度末</th> <th>20年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定資産積立資産</td> <td>1,000,000</td> <td>1,500,000</td> <td>1,500,000</td> <td>3,000,000</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td>自主事業積立資産</td> <td>38,000,000</td> <td>69,000,000</td> <td>100,150,000</td> <td>140,150,000</td> <td>139,850,000</td> </tr> <tr> <td>財政調整積立資産</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>90,000,000</td> </tr> <tr> <td>退職給付積立資産</td> <td>2,000,000</td> <td>4,500,000</td> <td>7,000,000</td> <td>31,945,950</td> <td>35,843,290</td> </tr> <tr> <td>長期未払金 支出準備金</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>48,000,000</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>41,000,000</td> <td>75,000,000</td> <td>156,650,000</td> <td>175,095,950</td> <td>268,693,290</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成20年度事業報告及び収支決算の概要(財団法人としま未来文化財団) 1 (2) 課題の進捗状況 ⑥ 財団財政の財源確保 新たな財源確保は困難であるが、平成19年度収支決算の結果、19年度当期収支差額が6000万円余となったことから、財政調整積立資産として積立て、21年以降の事業資金に充当する予定である。</p>	資産の名称	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	固定資産積立資産	1,000,000	1,500,000	1,500,000	3,000,000	3,000,000	自主事業積立資産	38,000,000	69,000,000	100,150,000	140,150,000	139,850,000	財政調整積立資産	0	0	0	0	90,000,000	退職給付積立資産	2,000,000	4,500,000	7,000,000	31,945,950	35,843,290	長期未払金 支出準備金	0	0	48,000,000	0	0	合計	41,000,000	75,000,000	156,650,000	175,095,950	268,693,290	<p>(2) 財政調整積立資産、自主事業積立金等の特定資産について</p> <p>財団は、自主事業積立資産について、「財団設立25周年や区制施行80周年等にあわせた記念事業を実施するべく取崩しも視野に入れている。また、補助金事業との関連を整理し、有効な活用に努めたい。」としている。</p> <p>「積立資産は、その設置目的、自主事業の展開を含めた今後の用途及び予定額、充当先事業等、さらに区の補助金との関連を含め、明らかにされるべきである。」との意見を受け、区は安定した自主事業の運営を継続し、今後も豊島区の文化・芸術の伸展に寄与していただくために、平成23年度の自主事業積立資産について、用途、予定額及び充当先事業等を具体的に明示していただく予定である。</p> <p align="right">【文化商工部文化デザイン課】</p> <p>所管部課：文化商工部文化デザイン課</p>
資産の名称	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末																																						
固定資産積立資産	1,000,000	1,500,000	1,500,000	3,000,000	3,000,000																																						
自主事業積立資産	38,000,000	69,000,000	100,150,000	140,150,000	139,850,000																																						
財政調整積立資産	0	0	0	0	90,000,000																																						
退職給付積立資産	2,000,000	4,500,000	7,000,000	31,945,950	35,843,290																																						
長期未払金 支出準備金	0	0	48,000,000	0	0																																						
合計	41,000,000	75,000,000	156,650,000	175,095,950	268,693,290																																						

平成21年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員意見に対する措置状況等報告書

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望等に対する措置状況等
<p>財団法人としま未来文化財団監査結果報告 2 意見 (3) 文化・芸術の伸展に関する事業への区補助金について</p> <p>財団が実施する「文化・芸術の伸展に関する事業」については、区から87,348,000円の補助金が概算払いとして財団に交付され、年度末に清算返納が行われた結果、確定額として85,967,913円の補助金が支出された。</p> <p>補助金関連書類を審査したところ、補助金交付申請書には各対象事業の補助申請額一覧及び財団全体の予算書及び前年度決算書が添付されているのみであった。さらに、実施予定の各種事業の入場料収入については歳入予算として見込んでいない。財団は、区に対し補助金申請を行うにあたっては、対象事業ごとの支出及び収入を明確にしたうえで、その双方の差額（事業実施にともなう不足額）を前提として、適切な補助金の額を算定すべきである。</p> <p>申請書類には各実施事業ごとの予算書、決算書も添付されておらず、財団全体のそれが添付されているのみであり、補助金を所管する課として補助対象事業の実態が把握できる状況にはなっていない。区は、補助金申請、決定のあり方を見直し、補助金交付事務の適正化を図られたい。</p> <p>また、補助金の清算関係書類から、文化・芸術の伸展に関する事業への補助率を算出して見ると、補助対象事業の事業総額（執行額）は100,937,256円（A）であり、補助金の確定額は上記のとおり85,967,913円（B）であることから、その補助率（B/A）は85.2%となる。この補助率は事業補助としては格段に高いものとなっている。</p> <p>自主事業積立金や財政調整基金との関連を含め、区は、財団に対する補助のあり方について明確な指針を示されたい。</p>	<p>(3) 文化・芸術の伸展に関する事業への区補助金について</p> <p>本意見を受けて、平成21年度補助金の実績報告時より、補助対象事業ごとの「収支状況」の提出を求め、財団もこれに応じ事業ごとの「収支状況」を提出している。</p> <p>平成22年度補助金申請についても、入場料収入等歳入予算も計上した補助対象事業ごとの「収支予算書」が提出されており、補助金交付事務の適正化を図った。</p> <p>補助率については、今後も財団と補助事業のあり方と併せて、協議を継続していく。</p> <p>【文化商工部文化デザイン課】</p>
	<p>所管部課： 文化商工部文化デザイン課</p>

平成21年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員意見に対する措置状況等報告書

監査結果報告における意見・要望

左の意見・要望等に対する措置状況等

医療法人財団豊島健康診査センター監査結果報告

2 意見

(1) 健診センターの今後のあり方について

健診センターは、平成11年8月に医療法人財団として設立され、その基本財産1,000万円については、豊島区が600万円、豊島区医師会が400万円をそれぞれ拠出している。

健診センターは、「医療法人財団豊島健康診査センター補助金交付要綱」により職員人件費・運営費及び1,000万円以上の高額機器購入費の一部について区からの補助金を交付されている。

平成20年度における区からの補助金交付は次の3件であり、その合計額は59,223,690円にのぼっている。

- ・職員の人件費及び管理運営経費の補助
(10,000,000円)
- ・MRI撮影装置リース料補助
(22,521,240円)
- ・FPD搭載X線撮影システム等購入補助
(26,702,450円)

また、新たな総合情報システムの導入について、区から新たな資金貸付(金銭消費貸借契約)を受けている。貸付額は144,900,000円であり、貸付期間7年間(1年間据置き)、償還額は平成21年度から26年度の毎年度24,150,000円の分割償還となっている。

その結果、平成20年度における区からの財政支援総額(補助金、資金貸付総額)は、204,123,690円にのぼる。

区からの補助金交付額について、平成18年度から平成20年度の3年間で、下表のとおりその額は毎年倍増している状況にあり、さらに資金の貸付も受けたことから、健診センターの区への依存度は年々高まってきていることがわかる。

【区からの補助金交付額の推移】

18年度	19年度	20年度
12,053,000円	22,521,240円	59,223,690円

このような状況が続くとするならば、健診センターの財団としての自立性は失われ、財務状況の悪化も懸念されるところである。

区及び健診センターは今後の健診事業の基本的あり方や相互の責任分担の明確化、財務体質の強化などの視点から、中長期的視点で経営の健全化に向けた計画を策定し、組織と事務事業の改革に着手されたい。

医療法人財団豊島健康診査センター補助金交付要綱

(交付対象)

第2条 センター事業に要する経費のうち、つぎの事項について補助するものとする。

- (1) 職員の人件費及び管理運営経費の一部
- (2) 購入金額が1000万円以上の高額機器購入費の一部
(補助金の額)

第3条 補助金の額は、当該年度の子算の範囲内とする。また、購入金額が1,000万円以上の高額機器を購入する場合は購入額の50%を補助額とする。なお、購入金額が1億円を超える超高額機器については、別途協議するものとする。

(1) 健診センターの今後のあり方について

平成18年度からの「経営5か年計画2006」の計画期間が平成22年度末をもって完了し、現在、「経営5か年計画2011」を5月末に策定した。

この5か年間の区補助額の予定額は下記の表のとおりである。

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
MRI	22,521	18,768			
X線胃	2,135	2,135	2,135	2,135	1,068
マンモ	4,199	4,199	4,199	4,199	350
運営費	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
計	38,855	35,102	16,334	16,334	11,418

また、この5年間の機器更新に係るセンターの負担額(リース代等)及び区からの借入金の返済額は次のとおりである。

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
負担額	13,809	9,917	7,971	7,835	1,418
返済額	24,150	24,150	24,150	24,150	0
計	37,959	34,067	32,121	31,985	1,418

新たな計画においては、この期間中に必要な機器の更新・バージョンアップ、システムの改修等について一定の方向を示す。

このほか、この期間中には区民がん検診受診率の大幅な上昇とそれに伴う事業収入の増が見込まれること、営業時間の延長などに伴う経費の増などが見込まれ、これらの要素を総体として計画化する予定である。

【保健福祉部地域保健課】

所管部課： 保健福祉部地域保健課

平成21年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員意見に対する措置状況等報告書

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望等に対する措置状況等
<p>社会福祉法人豊島区社会福祉事業団監査結果報告</p> <p>2 意見</p> <p>平成6年3月の事業団設立以降、区の福祉施設の管理運営を行っている。平成12年度からは特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター等の事業については介護保険制度に移行し、さらに平成17年4月にはこれら施設について自主経営に切り替えるなど、区民福祉の向上に貢献している。また、平成18年4月には区立駒込第三保育園、平成21年4月には区立南大塚保育園の受託運営を開始するなど着実に事業の拡充を図り、児童福祉への貢献においても実績を残してきている。</p> <p>福祉分野において着実な事業実績をあげている他、財務状況についても良好である。</p> <p>今後とも福祉施設入所者や保育園の入園児の福祉充実のため、着実な取り組みを継続するよう要望する。なお、運営施設の性格上、入所者・通所者の介護（介助）や施設の安全管理には特段の配慮を行われたい。</p> <p>また、事業団の管理施設においては、施設の一部に劣化なども見られることから、区は施設の維持補修には万全を期されたい。</p>	<p>福祉施策の充実のため、事業団とは引き続き定期的な会議をとおして施設側の要望等や区の事業の方向性について情報の共有を図っていく。</p> <p>施設の安全管理及び施設の維持補修については、現在、事業団とは特別養護老人ホーム及び高齢者在宅サービスセンターの施設貸付及び運営に関する基本協定書を締結しているので、これに基づき適切に対応していきたい。</p> <p>【保健福祉部高齢者福祉課】</p> <p>公設民営園においても、公設公営園と同等の維持管理に努めている。</p> <p>【子ども家庭部保育園課】</p>
	<p>所管部課： 保健福祉部高齢者福祉課、子ども家庭部保育園課</p>

平成21年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員意見に対する措置状況等報告書

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望等に対する措置状況等
<p>株式会社豊島にぎわい創出機構監査結果報告</p> <p>2 意見</p> <p>巢鴨、大塚地区を中心市街地と位置づけ、商業の活性化及び市街地整備に総合的に取り組むため、平成17年3月に「豊島区中心市街地活性化基本計画」を策定の上同年4月に豊島区の第三セクターとして「株式会社豊島にぎわい創出機構」が設立され、資本金1,000万円のうち、豊島区の出資は500万円、地元商店街他が500万円の出資を行っている。</p> <p>その後、平成18年6月に上記計画の根拠法令である「中心市街地活性化法」が改正され、上記基本計画による実施予定事業が国庫補助の対象外となったことから、機構のあり方や事業の見直しが求められることとなり、この間、見直しを進めてきた。その結果、機構は、地元の「巢鴨駅前商店街振興組合」が100%出資する新会社へ移行することを取締役会で決定し、事業は新会社へ引継がれることとなった。</p> <p>国の補助制度の改変から、当初認定を受けた事業計画が立ちゆかなくなったことは遺憾ではあるが、新会社への事業譲渡が決定された以上、区は新会社への移行が可能な限りスムーズに行われるよう関係機関との連携や調整について遺漏なきよう取り組まれない。また、これまで育成してきた若手の企業家による「にぎわい創出機構事業推進委員会」などについては、区からの支援を継続することにより、地元商店街振興策の充実にも努められたい。</p>	<p>巢鴨・大塚地区の活性化については、既存の商店街振興事業補助において、商店街が実施するイベント事業、施設整備事業、販売促進事業、空き店舗対策事業に対し補助金を交付することで支援を継続している。</p> <p>「株式会社豊島にぎわい創出機構」の解散後、巢鴨駅前商店街振興組合が設立した「(株)すがもびと」がポイントカード事業を継承することとなった。JRや東京メトロの承認を受けて、「Suica」もしくは「PASMO」の「ICカード乗車券」を活用した運営方法により、事業は概ね順調とのことですが、区としても引き続き事業経過を注視していきたい。</p> <p>大塚地区については、商店街の若手が中心となって平成19年度に「南大塚ネットワーク」を発足し、商店街イベントの企画・運営や地域ブランド商品の開発・販売等を行い地域の活性化に取り組んでいる。</p> <p>近年、大塚地区の活性化に向けた取り組みは評価され、東京都が実施する東京商店街グランプリでは、「おおつか音楽祭2009」(南大塚3商店街イベント)が準グランプリを受賞し、また、全国花のまちづくりコンクール推進協議会が実施する同コンクールでは、「都電沿線バラ緑化事業」(南大塚都電沿線協議会)が優秀賞を受賞した。いずれも区の補助金を活用した事業である。</p> <p>若手による「にぎわい創出機構事業推進委員会」については、これに代わるものとして、区が事務局となり区内商店の若手経営者に呼び掛けを行い、「にぎわいネットワーク」を立ち上げた。これまでに2回会議を開催したが、今後も商店街の活性化に向けた方策を議論し、その具現化を検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【文化商工部生活産業課】</p>
	<p>所管部課： 文化商工部生活産業課</p>

平成21年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員意見に対する措置状況等報告書

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望等に対する措置状況等
<p>東長崎駅・椎名町駅整備株式会社監査結果報告</p> <p>2 意見</p> <p>平成16年3月、豊島区と西武鉄道株式会社を発起人として設立し、資本金は1,000万円（豊島区、西武とも500万円の出資）である。</p> <p>国補助1/5、区補助1/5、会社負担3/5の比率で駅改良整備事業（駅・まち一体改善事業）を実施してきており、その結果、東長崎駅の整備は終了し、椎名町駅整備事業に着手（23年度整備完了の計画）している。</p> <p>整備が完了した東長崎駅については、駅舎及び駅施設も一新され、バリアフリーにも配慮されたエレベーター、エスカレーター、トイレも設置され、さらには駅前広場の整備による周辺環境の向上により駅利用者の利便性は飛躍的に向上した。鉄道事業者、駅施設利用者及び都市施設すべてに大きなメリットを生んだ事業として評価することができる。</p> <p>今後、同様に駅施設改善整備を行う椎名町駅については、事業計画に基づく着実な推進と計画どおりの整備完了に向けた事業推進により、駅施設や周辺環境が整備されるよう万全を期されたい。</p>	<p>椎名町周辺では、駅・まち一体改善事業としての駅改良と自由通路の整備に加え、椎名橋桁下空間を活用した自転車駐車場及び広場の整備を進めている。</p> <p>駅舎改善事業は、平成21年12月に着手し、23年度末の事業完了に向けて順調に工事が進んでいる。また、同時に着手した区の自由通路整備事業の進捗も順調であり、平成24年12月に完了予定である。この2事業により、エレベーター4基（駅2基・自由通路2基）、エスカレーター6基（駅4基・自由通路2基）、車椅子対応トイレ（駅）、北口広場（約360㎡）を整備する。</p> <p>椎名橋桁下空間では、平成22年9月に（財）東京都道路整備保全公社の施工によるバイク駐車場〔60台〕が開設し、平成23年3月中に区立自転車駐車場〔670台〕が開設した。広場整備は23年度及び24年度の2か年で実施する。</p> <p>駅改良に関する今後の主な予定時期は、平成23年9月に橋上駅舎と3か所の自由通路出入口を供用開始し、これと同時に現在の北口改札を閉鎖することで、残る1か所の北西側自由通路出入口部の工事に着手する。自由通路の完成は平成24年6月を予定し、同年12月までに外構工事を完了する予定である。</p> <p>駅改良整備事業に併せた周辺整備を連携して行うことにより、駅利用者の利便性の向上とともに、歩行者空間の拡大による歩行者の安全性と周辺環境の向上を目指したものであり、今後とも円滑な事業進捗に向けて鋭意努めていく。</p> <p style="text-align: right;">【都市整備部都市開発課】</p>
	<p>所管部課： 都市整備部都市開発課</p>

平成21年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員意見に対する措置状況等報告書

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望等に対する措置状況等
<p>NAS・クリタス共同事業体監査結果報告</p> <p>2 意見</p> <p>(1) 予算・決算書類の作成について</p> <p>予算書、決算書の作成方法が相互に関連づけられておらず、事業実施内容及び実施の成果等について適正な評価ができない状況である。今後、区は指定管理者に対し、作成方法等について適切な指導を行うとともに指定管理業務の的確な把握に努められたい。</p> <p>具 体 例</p> <p>① 管理代行収入（単位：円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算 <ul style="list-style-type: none"> 競技場 7,010,873 温水プール 16,981,605 トレーニングルーム 2,219,894 ・決算 <ul style="list-style-type: none"> 個人公開・施設使用料 20,377,000 団体利用・施設利用料 9,293,920 <p>② 人件費（単位：円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算 <ul style="list-style-type: none"> 人件費（社員、契約社員に係る費用） 17,204,654 人件費（サポーティングスタッフに係る費用） 18,253,300 人件費（クリタス） 700,000 ・決算 <ul style="list-style-type: none"> 給与・時給関係 43,121,513 <p>③ 自主事業収入（単位：円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算 <ul style="list-style-type: none"> プール教室 16,051,265 体育室 8,400,662 ・決算 <ul style="list-style-type: none"> 各種スクール参加費 25,438,857 各種イベント参加費 423,000 	<p>(1) 予算・決算書類の作成について</p> <p>指摘を踏まえ、予算書に対応した決算書の作成を指導した。</p> <p>なお、平成22年度から巣鴨体育館の指定管理者となっている東京ドームグループに対しても同様の指導を行っている。</p> <p>【文化商工部学習・スポーツ課】</p>
	<p>所管部課： 文化商工部学習・スポーツ課</p>

平成21年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員意見に対する措置状況等報告書

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望等に対する措置状況等
<p>NAS・クリタス共同事業体監査結果報告 2 意見 (2) 自主事業の展開と施設の利用枠等について</p> <p>指定管理者は、平成17年度の指定管理開始時点において自主事業としての各種スポーツ教室等による収入27,332,800円を見込み、その後、毎年10%の収入アップを見込んだ収支計画を区に提出していた。平成20年度での額は35,532,640円であった。しかしながら、平成20年度決算における自主事業収入は27,229,133円にとどまる結果となり、指定管理者が想定していたほど自主事業実施の展開による成果は得られなかったことになる。</p> <p>このような事態に至った要因は、当該施設のようなスポーツ関連施設では、指定管理以前からの利用団体があり、区も団体利用枠として一定のルール化を図っているが、指定管理者側に自主事業展開の枠を拡大したいとの意向があっても容易には団体利用枠との調整が整わず、その結果、自主事業展開のための利用枠も拡大することが困難となったことにあると思われる。したがって、指定管理応募時には、毎年度自主事業による収入を10%アップしていくとの事業計画は現実には実現に至らず、平成20年度には指定管理者側に赤字が発生し、区は人件費相当分の委託料を追加支出するという事態を招いてしまったものと考えられる。</p> <p>改めて言うまでもなく、施設の利用目的に合う自主事業の展開は指定管理者にとって大きなインセンティブとなりさらに利用者のサービス向上にもつながる重要なポイントである。当該施設については指定管理期間の満了を契機に、区の所管課は施設の団体貸しの枠と自主事業展開枠を指定管理者に明示し、基本協定書にも明記するなどにより、指定管理者が指定管理期間にわたる自主事業の実施計画や収支の試算を検討しやすくなるよう、明確な基準の作成を検討されたい。</p>	<p>(2) 自主事業の展開と施設の利用枠等について</p> <p>指定管理者に応募した企業に対する事前配布資料及び現場説明会において、NAS・クリタス共同事業体の収支状況を開示した。</p> <p>また、平成22年度から巣鴨体育館の指定管理者となっている東京ドームグループに対しては、指定管理開始以前に、団体貸し枠の利用者との意見交換を実施し、利用方法についての確認を行った。</p> <p>なお、平成23年度から、巣鴨体育館と雑司が谷体育館の2施設を利用して実施している事業の一本化により、巣鴨体育館の自主事業枠の拡大を図った。</p> <p>【文化商工部学習・スポーツ課】</p>
	<p>所管部課：文化商工部学習・スポーツ課</p>

平成21年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員意見に対する措置状況等報告書

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望等に対する措置状況等
<p>社会福祉法人東京都知的障害者育成会監査結果報告 2 意見</p> <p>(1) 本部経費の決算処理について</p> <p>指定管理委託料について、区と指定管理との管理に関する基本協定書第12条の規定により、指定管理委託料に剰余が生じた場合は精算残金を区に返納することとされている。</p> <p>指定管理者の決算報告によれば、平成20年度における指定管理2施設合計の人件費予算額は191,552,960円であり、同じく決算額は165,622,015円であった。</p> <p>一般管理費としての法人事務費については5,740,000円を予算計上し、同額を決算している。一般管理費は、指定管理者制度運用指針により人件費に一定の料率を乗じて算出することとされ、人件費の予算額である191,552,960円に一定料率を乗じ算定されている。</p> <p>この一般管理費の清算については、人件費の予算額を前提とするのか、あるいは決算額で改めて算出し清算するののかについて、上記指針においては明らかにされていないが、指定管理の実施には不可欠な経費であることから、すべての指定管理者に対し適正に支払われる必要がある。</p> <p>区は、一般管理費にかかる決算上の処理方法について明確な基準を示されたい。</p>	<p>(1) 本部経費の決算処理について</p> <p>一般管理費については、人件費の予算額をもって確定するものであり、豊島区立目白生活実習所・目白福祉作業所については、平成21年度末に締結した「管理に関する基本協定書」第13条2号において「法人事務費については、予算額を持って確定額とする。」と定めている。</p> <p>豊島区立駒込生活実習所・駒込福祉作業所については、「基本協定の一部変更を行う協定」を締結し、平成23年度からは「法人事務費については、予算額を持って確定額とする。」内容を盛り込んでいる。</p> <p>【保健福祉部障害者福祉課】</p>
	<p>所管部課： 保健福祉部障害者福祉課</p>

平成21年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員意見に対する措置状況等報告書

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望等に対する措置状況等
<p>社会福祉法人東京都知的障害者育成会監査結果報告 2 意見 (2) 「パン工房」「さをり織り」の取組みについて</p> <p>駒込福祉作業所においては、パン・クッキーの製造販売のための「パン工房」の設置や区の支援のもと「駒込屋さをり織り」作品展の実施など新たな取組みや販売の強化に力を入れている。</p> <p>このような動きは、通所者の社会参加の拡大や工賃のアップにもつながり、有意義な取組みとして大いに評価できるところである。今後も通所者が取組む事業として伸長を図るとともに、これら商品の販売の場を拡充すべく近隣の空き店舗の活用などに積極的に取組まれない。</p>	<p>(2) 「パン工房」「さをり織り」の取組みについて</p> <p>平成22年度の新しい取組みとして、駒込福祉作業所と染井銀座商店街との協同で障害者のすぐれた絵画を使った商店街の活性化の試みを始めている。</p> <p>①染井銀座商店街の街角に「ふれあいアートストリート」と銘打ち障害者の絵画を展示している。</p> <p>②平成22年10月より、空き店舗を活用して商店街の一角に地域ボランティアと駒込福祉作業所が運営する喫茶店「ベーカリーカフェあうる」を運営しており、パンの販売や「さをり織り」の販売強化に取り組んでいる。</p> <p>【保健福祉部障害者福祉課】</p>
	<p>所管部課： 保健福祉部障害者福祉課</p>

平成21年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員意見に対する措置状況等報告書

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望等に対する措置状況等
<p>社会福祉法人東京都知的障害者育成会監査結果報告 2 意見</p> <p>(3) 施設の老朽化への対応</p> <p>同施設は平成2年度に建設以降、約20年が経過しており、その後、大規模な改修等も実施されていないことから施設の老朽化が進行し、施設内での水漏れなども発生している。本施設は、その性格上、利用者の安全確保などの点で一般の施設以上に特段の配慮が求められるところである。</p> <p>指定管理者は、日常の施設の安全点検を徹底して実施するとともに、施設の改修等を要すると判断する場合には速やかに区との協議を行い、対応策を検討するなど施設管理や老朽化への対応には特段の注意を払われたい。</p>	<p>(3) 施設の老朽化への対応</p> <p>駒込施設の老朽化は現在かなり進行しているため、指定管理者とは日常から緊急性を要する施設改修について、安全確保に留意しつつ、頻繁に対応策を協議している。</p> <p>また、施設改修担当部局にも適宜、緊急を要する施設改修等については改修の必要性を報告している。</p> <p>【保健福祉部障害者福祉課】</p>
	<p>所管部課： 保健福祉部障害者福祉課</p>

平成21年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員意見に対する措置状況等報告書

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望等に対する措置状況等
<p>社会福祉法人東京都知的障害者育成会監査結果報告 2 意見</p> <p>(4) 隣接児童遊園の一体的活用</p> <p>駒込福祉作業所、駒込生活実習所には駒込四丁目児童遊園が隣接している。平成20年度定期監査結果においても意見を述べたところであるが、同児童遊園との一体化ができれば、施設の園庭としてスポーツ・レクリエーションや施設の行事、あるいは上記に述べた商品の販売の場などとして有効活用を図ることも可能となり実施できる事業の幅も格段に広げることができる。同児童遊園所管部局と協議のうえ、積極的に検討を進められたい。</p>	<p>(4) 隣接児童遊園の一体的活用</p> <p>駒込福祉作業所、駒込生活実習所に隣接する駒込四丁目児童遊園については、施設行事（駒込まつり）のプログラムの一環として、公園内で商品販売等を実施し、有効活用を図っている。</p> <p>なお、駒込施設が築20年を経過し、かなり老朽化しているため、施設の建替えの際には、隣接する児童遊園の敷地内に仮施設の建設を許可してもらうよう児童遊園所管部局と協議している。</p> <p style="text-align: right;">【保健福祉部障害者福祉課】</p>
	<p>所管部課： 保健福祉部障害者福祉課</p>

平成 21 年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員意見に対する措置状況等報告書

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望等に対する措置状況等
<p>西武グループ環境パートナーズ監査結果報告 2 意見</p> <p>(1) 予算書、決算書の作成について 平成 20 年度予算書において、収入計が 24,362,700 円、支出計が 23,910,000 円と収支バランスがとれていない記載内容となっている。これは、予算の根幹にかかわる問題である。区は、指定管理委託料算出の基本ともなるべき予算書については、適正な内容の確認及び指導を行われたい。</p> <p>また、平成 20 年度決算報告書については、各収入科目、支出科目の内訳が全く記載されていないなどその作成方法が粗く、事業実施内容及び実施の成果等について適正な評価がし難い状況である。区は、各経費の執行内容が読み取れるよう適正な決算書の作成、報告について指定管理者に対する指導を行われたい。</p>	<p>(1) 予算書、決算書の作成について 監査資料にある予算書については、記載に誤りがあり差し替えをした。決算報告書については、事業報告書に詳細があるため今後は提出書式を見直すよう指示した。なお、行政経営課のほうで統一化した様式を作成しそれに沿った形で報告するよう指導した。 【土木部公園緑地課】</p>
	<p>所管部課： 土木部公園緑地課</p>

平成21年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員意見に対する措置状況等報告書

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望等に対する措置状況等																									
<p>西武グループ環境パートナーズ監査結果報告 2 意見</p> <p>(2) 施設使用料の再検討</p> <p>現在、「赤鳥庵」の施設使用料は、一般の区民集会室の算定基準に準じて算定されていることから、低廉な金額で利用できることになっている。当施設を利用する団体や区民の立場からは好評であると思われるが、施設構成や庭園環境、維持管理経費の現状、他の庭園施設の使用料との比較などから見れば低廉すぎるものと考えざるを得ない。区は、他の類似施設等の現状も調査のうえ、適正な利用料金の設定について再検討を行われたい。また、現在入園料についても無料であるが、上記と同様の視点から有料化を実施することの是非についてもあわせて検討を進められたい。</p> <p>【施設使用料】</p> <table border="1" data-bbox="191 1366 758 1523"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一和室 (十畳)</td> <td>3,800円</td> <td>5,200円</td> <td>3,800円</td> <td>11,600円</td> </tr> <tr> <td>第二和室 (八畳)</td> <td>3,100円</td> <td>4,300円</td> <td>3,100円</td> <td>9,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【付属設備使用料】</p> <table border="1" data-bbox="191 1590 758 1668"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茶道具</td> <td>1,200円</td> <td>1,200円</td> <td>1,200円</td> <td>3,600円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	午前	午後	夜間	全日	第一和室 (十畳)	3,800円	5,200円	3,800円	11,600円	第二和室 (八畳)	3,100円	4,300円	3,100円	9,600円	施設名	午前	午後	夜間	全日	茶道具	1,200円	1,200円	1,200円	3,600円	<p>(2) 施設使用料の再検討</p> <p>平成22年度からの委託料については、区民の森を指定管理施設からはずし、目白庭園については5年間の実績を踏まえたうえで見直しを行なった。</p> <p>区外の同様施設には目白庭園よりも高い設定をしている施設はあるが、あまりにも金額の開きがあるため、どれくらい上げるかが非常に難しい問題である。庭園無料についても施設の規模が小さいため、入園料を設定するのは難しい。</p> <p>このため、使用料PTにおいて、開園当初から、使用料について区内集会施設および区外同様施設の状況を踏まえた上での設定を行っており、各施設の平均値で金額を設定した。</p> <p>平成22年度については、施設の利用料金を据え置きし、指定管理料を5年間の実績を踏まえたうえで見直しをした。</p> <p style="text-align: right;">【土木部公園緑地課】</p>
施設名	午前	午後	夜間	全日																						
第一和室 (十畳)	3,800円	5,200円	3,800円	11,600円																						
第二和室 (八畳)	3,100円	4,300円	3,100円	9,600円																						
施設名	午前	午後	夜間	全日																						
茶道具	1,200円	1,200円	1,200円	3,600円																						
	<p>所管部課： 土木部公園緑地課</p>																									

平成21年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員意見に対する措置状況等報告書

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望等に対する措置状況等
<p>社会福祉法人桜ヶ丘監査結果報告</p> <p>2 意見</p> <p>現在、当保育園の施設運営は、区と法人との業務委託契約により行われている。この業務委託契約は単年度契約であり、長期継続契約はできないこととされていることから、法人側から見れば長期的見通しのもとに園の運営を充実するといった取組みは行いにくく、この点では法人側の事業継続へのインセンティブが働きにくい状況と言わざるを得ない。</p> <p>保育園運営にかかる委託事業者の選定方法や委託業務の内容の性格などについては、実質上、指定管理者制度による場合と基本的差異は見受けられないとも考えられることから、今後、指定管理者による管理運営を視野に、中長期的に安定した園の運営ができるよう検討を進められたい。</p>	<p>例年、区と受託法人との間で翌年度の委託内容等については協議を行い、必要があれば契約書の修正をした上で新年度の契約を交わすこととしている。</p> <p>また、公設民営園も区立保育所であることから、運営上は区立と同様にすることが必要であるため、その点についても随時、園の運営については区が指導を行っている。このようなことで園運営の充実に取り組むという法人の姿勢は現状では維持できると考える。</p> <p>当保育園は、区立保育所民営化のガイドラインにより業務委託方式をとることとなったが、公設民営園の安定した運営のあり方や、委託以外の手法について研究し、検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【子ども家庭部保育園課】</p>
	<p>所管部課： 子ども家庭部保育園課</p>